

令和 6 年度施政方針及び提案説明書

はじめに

本定例会に提出しております議案のご説明に先立ちまして、令和 6 年度の市政運営に当たっての私の所信を申し述べさせていただき、議員各位並びに市民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

さて、私たちを取り巻く環境は、輸入資源価格の高騰に起因する燃油等物価の上昇や、加速する人口減少、少子・高齢化など、コロナ禍からの発展的再生を見据え、解決が急がれる課題が山積しております。

特に本市の人口は、昨年の出生数が 103 人と、19 年前の合併以来最低となったほか、20 歳代の転出超過については歯止めがかからない状況にあり、本市にとって人口減少への対応は、待ったなしの最重要課題であります。

そのため私は、「市長と協働のまちづくりミーティング」をはじめとする、市民や団体、地域のお声を直接お伺いする様々な機会を通じて、「いま何が必要で、何をしなければならないのか」、しっかり検証してまいりました。

これらを基に私は、2 期目の市政運営で初めてとなる来年度当初予算の編成に当たりましては、「住みたい」「住んで良かった」「これからも住み続けたい」と心から思っただけのまちの創出に向け、所信表明で掲げた「切れ目のない一貫した子育て支援」「誰もが『健幸』で安心して暮らせるまちづくり」「地域経済の活性化」「観光地ブランドの深化」「災害に強い基盤の構築」の「5つの挑戦」を重点施策に位置付け、第2次総合計画後期基本計画の着実な推進を図ることといたしました。

また、今後も人口減少等により歳入が伸び悩む中、本市の財

政は依然厳しいことが予測されますが、そうした中にあっても「選択と集中」の観点から、事業の優先度を見極め、スクラップアンドビルドを念頭に、歳入と歳出のバランスを保ちながら、人口減少下においても持続可能な財政運営に努めてまいる所存であります。

現在、国においては、経済の再生に加え、日本社会最大の戦略課題を「人口減少問題」と捉え、こども・子育て政策の抜本的な強化や女性の活躍の後押し、デジタル行財政改革などに取り組んでいくとされています。

また、県においても、令和4年12月に策定された「やまぐち未来維新プラン」に基づき、最大かつ喫緊の課題である人口減少の克服に向けて、本県の実情に即した実効性の高い施策を重点的に推進するとされています。

これら国や県の施策等と方向性を一にし、より一層連携を図りながら、時機を逸することなく、必要な措置を講じる編成をしたところであります。

それでは、以下、予算編成の内容について、5つの重点施策を中心にご説明申し上げます。

1. 切れ目のない一貫した子育て支援

はじめに、重点施策の一つ目「切れ目のない一貫した子育て支援」についてご説明申し上げます。

来年度は、これまでの子育て支援策に加え、真に必要とされる新たな施策を積極的に展開することで、「子育て世代に選ばれるまち」の創出に一段と注力してまいります。

まず、健やかな子を産み育てる環境整備として、現在実施しております、妊産婦健康診査、1ヵ月児・3ヵ月児・7ヵ月児・

1歳6ヵ月児・3歳児健康診査に加え、新たに新生児聴覚検査と1歳児健康診査を実施することで、妊娠期から切れ目のない健康診査体制を構築いたします。

また、本年度から取り組んでおります、「すくすく赤ちゃん応援券」や「出産・子育て応援交付金」の支給に加え、いつでも自宅から小児科・産婦人科医師との間でオンラインによる健康医療相談を行うことができるサービスを継続して実施することで、妊娠期から乳幼児期の保護者に対する精神的・経済的負担の軽減に努めます。

さらに、本市における子ども医療費助成の対象は、他市に先駆けて、高校卒業時までを対象に子育て世帯の経済的負担の軽減を図ってまいりましたが、今後は、すべての子どもたちが平等に適切な医療を受けられるよう所得制限を撤廃することといたします。

なお、令和4年の改正児童福祉法により、設置に努めることとされた「こども家庭センター」につきましては、令和7年度の本格稼働に備え、準備室を設け、母子保健と児童福祉の一体的な相談支援を可能とする人員体制の整備や業務の精査を行います。

次に、子育て世代の負担軽減を強力に推し進める観点から、義務教育期の経済的負担の軽減を一層充実させます。

まず、「市長と協働のまちづくりミーティング」等において多く要望が上がっていた、小・中学校における学校給食費の無償化に、来年度から取り組みます。

加えて、本年度から開始した小・中学校入学時の「入学エール給付金」の支給や、小学6年次・中学3年次の修学旅行にかかる経費の一部補助を継続して実施いたします。

これら義務教育期の子育てにかかる費用を支援することで、

すべての子どもたちが保護者の経済状況にかかわらず、安心して健やかに学ぶことができる教育環境を着実に整備してまいります。

学校教育においては、ふるさと長門に愛着や誇りをもち、地域に貢献しようとする意欲を育てるとともに、夢や目標をもち、一人一人のキャリア形成や自己実現をめざした資質能力を育成することをねらいとしたキャリア教育を推進します。中でも、今年度、民間企業と連携し、モデル校で実施した中学2年生を対象とするオンライン授業について、市内全中学校で展開してまいります。

さらに、児童生徒1人1台端末やデジタル教科書を活用したICT教育を一層推進するほか、外国語活動開始前の小学校1・2年生を対象とした本市独自の英会話支援など、先進的な学習環境を引き続き提供してまいります。

次に、学校における学籍管理や成績処理、保健情報等を一元的に取り扱う統合型校務支援システムを導入いたします。このシステム導入により、児童生徒にかかるデータのデジタル化や一元管理が図られ、教職員の業務効率化に資するとともに、データを活用して学習状況や生活指導の両面において細やかなフォローを行うことにより、すべての子どもたちに質の高い教育を保証してまいります。

また、中学校部活動の地域移行については、市内共通の種目選択肢を確保した上で、子どもたちの健やかな成長を図り、スポーツ・文化芸術活動に持続的に親しめる環境づくりに向け、市長部局に新設する観光スポーツ文化部において、教育委員会と連携の上、着実に準備を進めてまいります。

2. 誰もが「健幸」で安心して暮らせるまちづくり

次に、重点施策の二つ目「誰もが「健幸」で安心して暮らせ

るまちづくり」についてご説明申し上げます。

私は、住み慣れた地域で安心して豊かな生活を営むための基盤充実を図ることで、市民の皆様お一人おひとりが健康で生きがいを持ち、将来に希望を持って暮らせるまちの創出に取り組んでまいっている覚悟であります。

まず、「健幸」に関する取組であります。私たちの日常生活、そのすべてが「健幸」に関わってくることから、具体的に何をどのように改善していけば、健康寿命の延伸につながるのか、お示しする必要があります。

そのため、年間を通じた基本的な取組である、ラジオ体操やウォーキングの推進などに加え、「健康百寿プレミアム月間」を設け、様々なイベントを集中的に実施することで、健康づくりのきっかけをつくり、市民の皆様の健康に対する意識向上を図ることとしております。

さらに、第2次健幸なかと21推進計画に基づき、地域や市内事業所、さらには大学機関や各学校などと連携し、引き続き庁内横断的な体制のもと、健康づくり、食育の推進、心の健康づくりを総合的に進め、「生涯健幸で元気に暮らせるやさしいまち」を目指してまいります。

また、喫緊の課題である持続的な医療体制の確保につきましては、来年度新たに看護師等確保対策補助金を創設し、医師会等関係機関・関係団体と連携しつつ、医師や看護師等の確保に取り組むことで、地域医療体制の基盤強化に努めてまいります。

このほか専門人材の確保として、市内の医療・福祉系事業所に就職した若者に対する奨学金の返還支援制度を引き続き実施し、若者の市内定着を図ってまいります。

福祉施策については、複雑化・複合化した地域生活課題に対し、重層的な支援体制により、関係機関と連携した伴走型の支

援を進めてまいります。

併せて、家族や親族が不在の高齢者を中心に近年利用が増加している成年後見制度や日常生活自立支援事業についても周知に努め、さらなる利用促進に努めます。

また、公共交通機関の利用が困難な高齢者の生活支援の充実を図り、外出機会の拡大につながるよう、来年度から高齢者福祉タクシーの対象者を拡大することといたします。

さらに、「高齢者が元の生活を取り戻す」ためのリハビリ専門職による訪問型短期集中予防サービスを新たに取り入れ、在宅生活の支援を充実させます。

障害者福祉の充実では、障害のある人が社会を構成する一員として、あらゆる分野の活動に参加できるよう障害への理解を深め、行政・民間の活動を問わず合理的配慮の提供ができるよう推進してまいります。

さらに、市内イベントや行事等への手話通訳や要約筆記の導入を促進するとともに、必要な情報を容易に取得できる環境づくりに努めてまいります。

次に、公共交通対策については、令和4年10月をもって、市内全域へのデマンド交通導入を完了し、着実に課題解決に向けた取組を進めてまいりましたが、引き続き、市民の皆様が安心して暮らせる生活基盤を充実させるため、これからも利用者の皆様の声を聞きながら、「オンデマンド交通の実証運行」、「料金の見直しや便数の拡大」など、できるところから随時対応し、利便性向上に努めてまいります。

次に、ＪＲ各線の早期復旧と利用促進については、昨年6月30日から7月1日にかけての記録的な大雨の影響により、現在においても、ＪＲ美祢線においては全線、ＪＲ山陰本線においては「長門市－小串」間で、運転を見合わせ、鉄道代行バスに

よる運行が行われている状況にあります。

市としましては、「ＪＲ美祢線利用促進協議会」、並びに昨年８月、長門市を事務局として設立した「ＪＲ山陰本線利用促進協議会」を中心に、早期復旧に向けた要望活動を継続させ、併せて、今後の利用促進に向けての取組も、充実・強化してまいります。

次に、移住・定住施策については、これまでの各種施策が実を結び、子育て世代を含めた移住者並びに移住希望者が増加傾向にあります。この機を逃さず、コロナ禍後においても地方への流れを維持・加速させ、人を呼び込み、人口減少下においても活力ある地域を生み出すため、利用希望の多い空き家の有効活用をはじめとした移住・定住施策に引き続き取り組んでまいります。

また、来年度は積極的なプロモーション活動を行うことで、「ながと暮らし」の魅力を市外に発信し、自然豊かな環境にある本市への移住促進につなげるほか、メディアを活用したシティプロモーション活動を行うことで、本市の認知度向上及び交流・関係人口の増加を図ってまいります。

次に、デジタル技術を活用して行政サービスの利便性向上を図るスマート市役所の構築については、「書かない」「待たない」窓口改革を進めるほか、行政サービスを「いつでも」「どこからでも」「より便利」に利用できるよう、スマホ市役所のメニュー拡大を図るなど、行政手続きのオンライン化をさらに充実させてまいります。

また、デジタル機器に不慣れな高齢者を対象とした「スマホ教室」についても、引き続き開催し、LINE 公式アカウントの活用を支援するなどデジタルデバイドの解消を進めることで、一人ひとりがデジタル技術の恩恵により幸福感を実感できる「人に優しいデジタル社会の実現」に取り組んでまいります。

生活インフラの基盤である水道事業においては、引き続き湯本浄水場の更新に取り組み、来年度の完成を目指すほか、老朽化著しい施設の更新を計画的に行うとともに、未普及対策事業として、湯本三ノ瀬・四ノ瀬地区への施設整備に、来年度着手することとしております。

下水道事業においては、老朽化が進む処理施設や、管路施設の改築、更新を計画的に進めると同時に、人口減少に伴う収入の減少に加え、老朽化施設の更新費用の増加や燃料等の高騰により経営悪化が見込まれるため、使用料のあり方を含め、今後の事業運営について上下水道事業審議会で協議していただくなど、経営の改善に取り組んでいくこととします。

また、油谷地区小さな拠点づくりにより進めております油谷支所庁舎の建て替え並びに複合施設の建設については、現在、現庁舎の解体工事を進めておりますが、解体終了後新築工事に着手し、来年度内の完成を見込んでおります。

3．地域経済の活性化

次に、重点施策の三つ目「地域経済の活性化」についてご説明申し上げます。

私は、コロナ禍にあって未だ活力の戻らない地域経済を立て直し、活性化を図るため、社会構造変化に対応し、雇用につながる産業基盤の充実を図る所存であります。

まず、企業誘致による地域経済の活性化については、若者の希望する雇用の場の確保と地域経済の活性化を図るため、国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用しながら、引き続き「IT関連企業等集積拠点施設の整備」を進めます。

また、令和7年度中の同拠点施設完成に向け、現在進出を検討いただいている企業の着実な取込みと、新たな対象企業の掘

り起こしを進め、市内企業との連携による市内産業の生産性向上やDX化、人材の育成・定着、先進地としてのブランド化など、好循環を生む社会システムの構築を図ってまいります。

さらに、創業等支援事業の拡充や、地域雇用創出事業の見直しを図ることにより、中小企業者の新たな事業創出を促進するとともに、新たな雇用を生む市内への進出企業を増やしていくことで、市内産業全体の「稼ぐ力」の底上げを図ることとしています。

次に、産業における「担い手の確保」については、これまで「長門市しごとセンター」において、長門に愛着を持ってもらうことを狙いとした「キャリア教育」を中心とした人材育成に注力してまいりました。

当事業と合わせ、「起業・創業支援」や「人材確保・UIJターン支援」を新たに実施することにより、これらを二本柱として、本市で働く人を増やす人材確保策を展開してまいります。

併せて、市内事業者の採用活動を後押しする「人材確保・副業人材活用等支援」や、市内事業者の事業実態を把握し、円滑な事業継続につなげていく「事業承継支援」に新たに取り組むことで、主に地場産業を中心とした人材確保の取組を支援し、持続可能な産業として発展させてまいります。

次に、商工業の振興については、長門市駅周辺地区の活性化に向け、長門商工会議所とのさらなる連携強化・事業支援に努めることで、地域一体としての価値を高めるほか、事業協力協定締結事業者に業務上のノウハウや経営戦略を最大限發揮していただくことで、さらなる企業進出やそれに伴う雇用の増加、ひいては、若者の転入増加につなげてまいります。

次に、「ふるさと納税」につきましては、昨年度、過去最高の寄付額でしたが、本年度におきましても引き続き多くの寄付をいただいております。今後も、「ふるさと納税」の取組拡大を通

じ、本市及び市内産品のプロモーションをさらに進め、本市の知名度向上はもとより、地域経済の活性化につなげてまいります。

農林水産業につきましては、最重要課題である「担い手の確保・育成」及び「所得の向上」に向けて、民間企業の持つ先進性や効率性を活用しながら、新たな産業体系を構築し、持続可能で稼げる成長産業に押し上げていかなければなりません。

まず、農業分野では、本市が設置する「未来農業創造協議会」を核として、スマート農業の推進、担い手の確保育成、新規ブランド化を含めた農産物の販路拡大、計画に基づく農産物の高付加価値化等を目指す有機農業等の推進の4つを柱に、各種施策を展開し、若者が参入しやすい就業環境の構築や、民間企業の持つ知見・ノウハウを活用した新しい農業体系の確立を促進してまいります。

そこで、こうした取組の実践の場となる、農業振興公社「アグリながと」のさらなる機能拡充を図り、県農業大学校及び大津緑洋高校日置校舎と連携した新たな担い手確保に資する取組に着手するとともに、スマート農機など先端技術の導入により労力とコストを軽減した新たな生産体制の確立に向けた取組を推進してまいります。

畜産分野では、近年減少傾向にある「長州ながと和牛」の飼養規模の維持・拡大に向け、中長期的な基本計画となる畜産振興計画に基づき、市内産食肉の安定供給と耕畜連携を目指し、大規模な飼養施設や畜産堆肥を活用した肥料製造施設など畜産に係る総合的な団地の整備に着手し、資源循環型農業の確立はもとより、より効率的な経営と生産性向上につなげてまいります。

また、アグリながとを事業主体とするキャトルステーションについて、運営体制の強化を図ることで、技術習得の場も兼ねた地域内一貫生産体制を確立し、担い手の確保・育成に努める

とともに、肥育生産農家の購買意欲の醸成を図るなど、本市のブランド牛である「長州ながと和牛」の生産強化につなげてまいります。

林業分野では、公民の連携により立ち上げた地域林業の司令塔「リフォレながと」を核として、川上から川下までの関係団体等と連携し、森林の集約化、間伐や主伐・再造林による森林資源の活用、森林施業の効率化・省力化を図るスマート林業の推進、域内外における材のサプライチェーン構築を進めるとともに、自伐型林業家や育苗農家など森林の多様性に対応した担い手の確保・育成に取り組むことにより、林業及び木材産業の成長産業化を推進してまいります。

水産分野では、海の再生機能を取り戻すための稚魚・稚貝の育成場である藻場の造成をはじめ、安定的な魚介類を出荷・提供できる定置網漁業の推進、アワビの中間育成の継続やアカウニ養殖の拡大支援に加え、新たにマガキ養殖支援を行うなど「育てる漁業」による生産力の回復に努めるとともに、資源を守りつつ適正な漁獲を行う「管理する漁業」と連携した取組により資源増大を図り、次世代の担い手のための持続可能な漁業を推進していくことで、「水産のまち・ながと」の再興につなげてまいります。

4．観光地ブランドの深化

次に、重点施策の四つ目「観光地ブランドの深化」についてご説明申し上げます。

本市の基幹産業の一つである観光産業は、新型コロナウイルス感染症のまん延による甚大な影響から回復の兆しが見られるものの、未だコロナ前の状況には戻っていないため、観光需要の早期回復に向けた取組に加え、新たな観光客層に向けた魅力づくりを進めていく必要があります。

そのため私は、地域の「稼ぐ力」を引き出す仕組みづくりや新たな観光地の魅力創出と質の向上に取り組むことで、満足度の高い充実した「ながと時間」を創出してまいります。

まず、市内への誘客及び周遊促進として、本市の重要な交通結節点であり、観光拠点となっている道の駅センザキッチンを起点とし、ＪＲ新山口駅からの直行バスを引き続き運行するほか、山口宇部空港からの直行バス運行実証や、福岡市から高速バスを利用する観光客の増加に向けた情報発信を継続して行います。

併せて、三次交通対策としてのレンタカーや周遊タクシーを利用した観光旅行者の市内周遊促進により、観光関連事業者等への波及効果を目指します。

次に、コロナ禍後の海外における旺盛な旅行需要や活気を本市に取り込むため、海外からの入国者に対する規制緩和並びに山口県への注目が集まる今般の機会を好機と捉え、東アジア諸国に加えて、欧米豪をターゲットとしたプロモーションを展開し、旅行商品を積極的に売り込むことで、インバウンド誘致を重点的に進めるとともに、2025年大阪・関西万博に向けた取組についても積極的に進めてまいります。

また、本市の新たな魅力の創出策として、「アウトドアツーリズム基本構想」に基づき、下関・九州方面からの玄関口である油谷・伊上地区をアウトドアアクティビティの重要拠点と位置付け、新たな観光客の獲得を目指し、再開発に向けた検討を進めてまいります。

さらに、長門温泉郷の魅力を活かした取組を進めるとともに、仙崎地区については、これまで以上に道の駅センザキッチンへの誘客促進と満足度の高い周遊観光に取り組み、着地型観光メニューの充実や情報発信を強化することで、ながと観光の質と魅力を磨き上げ、市内全域の観光周遊向上を目指します。

また、小さな拠点づくりに先駆け、後継者不足などにより持続的な経営が課題となっている俵山温泉において、温泉街全体を一つのホテルと見立てる分散型ホテルの実現に向け、温泉街、地域、金融機関等が連携し、良質な温泉資源を活かした観光資源の掘り起こしと持続可能なビジネスモデルの構築を引き続き進めてまいります。

これらの取組により生み出した新たな観光の魅力を本市への誘客につなげるため、各種メディアへの掲載やSNS、デジタル広告を活用したプロモーションなど、様々な媒体を活用した情報発信を強力に推し進め、本市の知名度向上と来訪者増の相乗効果を目指してまいります。

このほか、スポーツと観光、また、歴史・文化と観光を組み合わせ、本市への交流人口の拡大を図る取組を推進してまいります。

中でも、「JAL 向津具ダブルマラソン」や「ながとブルーオーシャンライド」など大規模スポーツイベントを引き続き開催するとともに、スポーツ合宿についても、本市の豊富な観光資源を積極的に活用した誘致を図ることで、市内における宿泊者数の増加につなげてまいります。

また、ヒストリアながとと、金子みすゞ記念館や香月泰男美術館など市内文化施設との連携をより緊密にしながら、本市の魅力的で特色ある歴史、文化資源を観光素材として活用し、情報発信を行うことで、交流人口の拡大を図ります。

5. 災害に強い基盤の構築

次に、重点施策の五つ目「災害に強い基盤の構築」についてご説明申し上げます。

近年、気候変動等の影響により豪雨や台風による甚大な被害

や大規模地震等による災害などが全国各地で発生する中、これら自然環境の異変に対し、防災力を強化することは、「市民のいのちと生活を守る」観点からも、行政の重要な使命であります。

そのため私は、防災、危機管理に特化した組織への改編により、本市の防災力強化のための体制を構築してまいります。

また、市民の皆様に避難等防災情報を迅速かつ正確に伝える音声告知端末機について、整備から 10 年が経過する三隅地区の音声告知端末機を更新し、安定した運用を図ってまいります。

加えて、避難行動支援制度の周知を図り、地域で支え合う共助の取組こそが実効性のある避難行動につながることから、災害に対する意識改革並びに各地区での自主防災組織の立ち上げを支援してまいります。

さらに近年、頻発化・激甚化している水害への対応策として、現在、国の「防災・減災、国土強靱化のための 5 カ年加速化対策」に基づき河川浚渫を行い、河川の氾濫防止並びに機能回復を図っているところでありますが、本対策の支援延長について、国に強く要望してまいります。

道路並びに橋梁の老朽化対策については、道路では、舗装の老朽化に対応していく必要がありますことから、本年度に策定しました舗装長寿命化修繕計画に基づき、計画的な舗装の更新に取り組んでまいります。橋梁では、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、点検並びに補修工事を実施いたします。

次に、本市にとりまして、物流・観光は言うまでもなく、日常時の救急搬送並びに災害時の緊急輸送など、まさに「いのちの道」となる山陰道の整備であります。また、「三隅・長門間」について、本年度新規事業採択されましたことから、本市の計画路線は全線にわたり事業中または一部が完了となりました。

今後は、市としましても事業推進に積極的に協力するとともに

に、残る「豊田・下関間」の早期事業化を目指して、引き続き公民一体となった要望活動を行ってまいります。

次に、消防においては、災害拠点施設である西消防署庁舎の老朽化に伴う新庁舎の建設工事に着手し、令和7年度の供用開始に向け整備を進めてまいります。

災害が激甚化・広域化している現在、大規模災害時等における消防力の充実・強化を図ることを目的として、下関市に設置される長門・下関・美祢3市共同による消防指令センターを、令和7年度から運用開始するため、整備に努めてまいります。

また、消防団については、地域に密着した防災組織として、その役割は非常に重要であり、減少傾向にある団員の確保や消防施設等の計画的な整備・更新を行い、組織機能の充実を図ってまいります。

次に、農村地域については、ため池等の各種防災・減災対策を一体的に推進していくため、農業水路等長寿命化・防災減災事業を活用して、施設等の長寿命化対策や使われなくなったため池の廃止などを行い、地域の防災対策を講じてまいります。

また、海岸については、施設の機能を効率的・効果的に維持し、背後地の人命や財産を守るため、海岸保全施設整備事業を活用し、計画的に点検・補修を行うこととしております。

6. その他

最後に、その他の主だった事業についてご説明申し上げます。

まず、コロナ禍の影響によるコミュニティの低下という地域課題に立ち向かい、持続可能な地域を創出していくためには、私は、地域社会を広域で支え合うまちづくり協議会を核とした

集落機能の再生に取り組むことが重要な手立てと考えており、まちづくり協議会のさらなる設立地域拡大を進めてまいります。

また、この取組を一層推進していくため、市民活動支援センター（市民サポートながと）を中心に、市民活動に関する情報の一元化を図るとともに、地域の活性化に不可欠なリーダーやコーディネーターを養成する研修を充実させるなど、地域を担う人材の育成・発掘の強化を行い、「地域総合力」を高めてまいります。

次に、現在、長門市と萩市で構成する萩・長門清掃一部事務組合では、ごみ焼却施設の管理・運営に関する事務を共同処理事務とし、燃えるごみの焼却処分を行っております。

このたび、両市において更新が必要となってくる「不燃・粗大ごみ処理施設及び最終処分場」につきましても、共同処理する事務としたところであり、設置に向けた事業が始まりますことから、将来に向け安定的なごみ処理のため必要な措置を逐次講じてまいります。

次に、国の進める山陰道整備と県の進める木屋川ダム嵩上げという二つの大きなプロジェクトが進行している俵山の大羽山地区においては、国や県など関係機関との連携を図りながら、それぞれの事業進捗に合わせた小さな拠点づくりを進め、「これからも住み続けたいまち」の創出に努めてまいります。

最後に、本年度まで実施してまいりました「市長と協働のまちづくりミーティング」については、来年度から発展・深化させ、新たな対話の仕組みづくりに着手し、各種課題に対し「オール長門」で立ち向かう機運を醸成してまいります。

以上、5つの重点施策を中心に、予算編成についてご説明申し上げます。

これらの結果、議案第 8 号にかかる令和 6 年度一般会計の総額は、前年度当初予算に比べ、19 億 7,700 万円、9.6 パーセントの大幅な増加となり、予算規模としては合併以降最大の 225 億 9,000 万円となったところであります。

一方、主な歳入予算としては、市税について、法人市民税が減少傾向にあること、固定資産税が家屋の評価替えに伴う経年減点補正の適用、地価が下落していることなどを見込み、前年度当初予算に比べ 8,700 万円減の 34 億 2,500 万円を計上しております。

また、地方交付税については、地方財政対策の伸び率を加味し、前年度比 1 億円増の 85 億円を計上しております。

繰入金について、前年度比 2 億円増の 15 億 2,500 万円を見込んでおり、その内訳の主なものは、年度間調整により取り崩して対応する財政調整基金繰入金で、前年度比 2 億 7 千万円増の 11 億 5 千万円を計上しております。その結果、令和 6 年度末の基金残高は 33 億円となります。

最後に、市債については、IT 関連企業等集積拠点施設整備や、油谷支所・複合施設整備、西消防署庁舎建設等により、前年度比 10 億 1,500 万円増の 24 億 5,000 万円を計上しております。

ただし、市債発行額を公債費以下とするプライマリーバランスの黒字に着目した財政運営は継続することとし、令和 5 年度末市債残高については、合併後初めて 200 億円を下回る見込みとなっております。

以上が、議案第 8 号にかかる令和 6 年度一般会計予算の概要であります。

次に議案第 9 号から議案第 12 号までは、特別会計に関するものであり、その予算規模は、国民健康保険事業特別会計ほか 3 会計を合わせ、総額 101 億 8,098 万 3 千円となっております。

議案第 13 号及び議案第 14 号は、令和 6 年度公営企業会計予算に関するものであり、水道事業会計の予算規模は、収益的支出で 6 億 7,638 万 7 千円、資本的支出で 7 億 7,460 万 4 千円となっております。

また、下水道事業会計の予算規模は、収益的支出で 17 億 5,531 万 4 千円、資本的支出で 10 億 9,862 万 6 千円となっております。

次に、議案第 1 号から議案第 7 号までは、令和 5 年度の各会計にかかる補正予算に関するものであります。

議案第 1 号は、令和 5 年度一般会計補正予算であります。

今回の補正予算は、国の補正予算の成立等に伴い、新年度に前倒して実施することが可能な経費について所要の補正を行うほか、歳入歳出ともに年度内の執行見込額等を勘案し現計予算との調整を行うもので、補正予算の総額は、6 億 7,617 万 1 千円の減額となり、補正後の予算規模は、231 億 4,836 万 7 千円となっております。

その主な内容としては、漁港施設整備事業や、学校施設改修事業、地籍調査事業など、国の補正予算に関連する事業を前倒して実施するほか、各事業における入札減や執行見込み等に伴う予算調整を行っております。

このほか、三隅児童クラブ児童送迎車運行業務について債務負担行為の追加を行うとともに、繰越明許費として、年度内の事業完了が困難な 32 事業について、翌年度に繰り越すための措置を講じております。

一方、歳入予算については、歳出との関連において国庫支出金及び県支出金を減額するほか、市税において調定額の変更に伴い 4,027 万 1 千円の減額、加えて財政調整基金繰入金を減額し、繰越金を追加計上しております。

また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、対象となる事業の実績に伴い財源更正を行っております。

議案第 2 号から議案第 7 号までは、令和 5 年度各特別会計補正予算及び令和 5 年度公営企業会計補正予算であります。

今回の補正予算は、国民健康保険事業特別会計ほか 3 会計において、いずれも歳入歳出ともに年度内の執行見込額等を勘案し現計予算との調整を行うものでありますが、湯本温泉事業特別会計においては、繰越明許費として、年度内の事業完了が困難な事業について、翌年度に繰り越すための措置を講じております。

また、公営企業会計では、歳入歳出ともに年度内の執行見込額等を勘案し現計予算との調整を行うとともに、水道事業会計において、大河内川ダム建設にかかる負担金を増額するための予算を計上し、下水道事業会計において、前年度繰入金の精算にかかる予算を計上しております。

議案第 15 号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正するものであり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、文言の整理等所要の改正を行うものであります。

議案第 16 号は、長門市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部を改正するものであり、公職選挙法の改正に伴い、市長選挙のみに限定されている選挙運動用ビラの頒布が、市議会議員の選挙においても可能とされたことから、本市の議会の議員の選挙における選挙運動

用ビラ作成にかかる経費を公費負担の対象とするため、所要の改正を行うものであります。

議案第 17 号及び議案第 18 号は、職員の育児休業等に関する条例及び会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部をそれぞれ改正するものであり、地方自治法の改正に伴い、会計年度任用職員の勤勉手当に関する規定が整備されることから、会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給するため、所要の改正を行うものであります。

議案第 19 号は、市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例並びに水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正するものであり、地方自治法の改正に伴い条項のずれが生じるため、同法を引用する条例について所要の改正を行うものであります。

議案第 20 号は、証明等手数料条例の一部を改正するものであり、オンライン申請による証明書等の請求をした者から証明書等の送付に要する費用を手数料と併せて徴収することができるようにするほか、法令改正に伴い所要の改正を行うものであります。

議案第 21 号は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものであり、アナログ規制の見直し方針を踏まえた法令改正に伴い、掲示方法や記録媒体等に関する所要の改正を行うものであります。

議案第 22 号は、国民健康保険条例の一部を改正するものであり、国民健康保険法施行令の改正に合わせて、国民健康保険料の賦課限度額引き上げ及び軽減措置の所得判定基準について、

所要の改正を行うものであります。

議案第 23 号は、介護保険条例の一部を改正するものであり、介護保険法施行令の改正及び第 9 次長門市高齢者健康福祉計画策定に伴い、介護保険料の改定について所要の改正を行うものであります。

議案第 24 号は、漁港土砂採取料等徴収条例及び漁港管理条例の一部を改正するものであり、漁港漁場整備法の改正に伴い、同法を引用する条例について所要の改正を行うものであります。

議案第 25 号は、空家等対策の推進に関する条例の一部を改正するものであり、空家等対策の推進に関する特別措置法の改正に伴い、管理不全空家等に対する措置の追加及び条項ずれが生じたことから、所要の改正を行うものであります。

議案第 26 号は、水道給水条例の一部を改正するものであり、水道法の改正により水道整備・管理行政の権限等が厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管されることから、所要の改正を行うものであります。

議案第 27 号は、農村婦人の家条例を廃止するものであり、利用者数が減少していることや、他の公的施設が利用可能であることに加え、老朽化が著しいことから、同施設を廃止するものであります。

議案第 28 号は、新たに市道 2 路線の認定及び市道 1 路線の変更を行うことについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第 29 号は、山口県市町総合事務組合やまぐちけんしちょうそうごう じ むくみあいに萩・長門清掃一部事務組合を加入させ、公平委員会事務及び行政不服審査会事務を共同処理する団体に同組合を加えること並びにこれに伴い市町総合事務組合の規約を変更することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第30号は、令和5年度一般会計補正予算に関する専決処分の承認についてであります。

これは、「低所得世帯等に対する物価高騰対応重点支援給付金給付事業」及び「定額減税にかかる住民税システム改修」にかかる一般会計補正予算、1億4,918万5千円について、専決処分により予算措置したものであります。

このうち、「低所得世帯等に対する物価高騰対応重点支援給付金給付事業」では、住民税均等割のみ課税世帯への給付と、低所得者の子育て世帯への加算について、国の示す給付開始目途が2月から3月とされていることに加え、「定額減税にかかる住民税システム改修」については、賦課決定作業を円滑に開始するため、各種テストの実施・検証を含むシステム改修を早期に終える必要があります。

いずれも早急に事業に着手する必要があり、議会を開催し議決を得る時間的余裕がないことから、専決処分により予算措置を行ったものであります。

なお、歳入については、全額国庫支出金をもって措置しており、補正後の予算規模は、219億5,662万円となっております。

議案第 31 号から議案第 33 号までは、人事案件に関するものであります。

議案第 31 号は、長門市副市長の選任についてであります。現副市長であります大谷恒雄おおたに つねお氏の任期が本年 3 月 31 日をもつ

て満了することから、引き続き同氏を副市長として選任いたしたく議会の同意をお願いするものであります。

同氏は、豊富な行政経験と卓越した識見に加え、強いリーダーシップと客観的かつ冷静な判断力を有され、これまで本市の発展のためその手腕を発揮していただいております。私の２期目の市政運営に当たりまして、市民の皆様に信頼され期待に応えていくために欠くことのできない副市長として、最適任であると考えております。

議案第 32 号は、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。現人権擁護委員であります原田真由美^{はらだまゆみ}氏の任期が本年 6 月 30 日をもって満了することから、引き続き同氏を候補者として推薦いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

議案第 33 号は、教育委員会委員の任命についてありますが、川端由紀子^{かわばた ゆきこ}教育委員の任期が本年 5 月 18 日をもって満了することから、引き続き同氏を教育委員に任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

なお、人事案件にかかる各候補者の御経歴は、議案参考資料のとおりであります。

以上、施政方針及び提出議案の概要について、ご説明申し上げます。

何とぞ、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。